

地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員就業支度金支給規程

平成27年9月10日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）に勤務しようとする職員に対し、就業支度金を支給することにより、法人における職員の確保を図り、もって法人のサービスの向上に資することを目的とする。

(支給の対象者)

第2条 就業支度金の支給を受けることができる者は、法人に勤務する役員または正規の職員（就業規程第21条の規定に基づき再雇用される職員を除く。）で、医療職基本給表(1)の適用を受ける者、医療職基本給表(3)の適用を受ける者、又はその他理事長が認める者とする。ただし、地方独立行政法人桑名市総合医療センター看護職員修学資金貸与規程に基づき、修学資金の貸与を受ける職員には支給しない。

(就業支度金の内訳)

第3条 就業支度金の内訳は、旧住所地から新住所地に到着するまでに要する荷造運送費、交通費とする。

2 前項に規定する荷造運送費は、単身の場合は150,000円、家族を同伴する場合は250,000円を限度として実費を支給する。

3 第1項に規定する交通費は、桑名市総合医療センター職員旅費規程の例により算出した金額を支給する。ただし、家族を同伴する場合で、就職の日より1年を過ぎても同居する親族が移転しない場合は家族分については支給しない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、就業支度金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。